

第2章 「水場」の歴史特性

第1節 通史

表 1-2-1 板倉町のあゆみ（近世以前）

(1) 原始から中世末期

板倉町では、縄文時代早期には台地を中心¹に集落が形成されていたが、弥生時代には、それまでの台地を主とするくらしだけでなく、谷田川流域の低地におけるくらしが営まれるようになった（伊勢ノ木遺跡・沼田南遺跡等）。しかし、その後も基本的には、赤城塚古墳（5世紀前半）や筑波山古墳（6世紀後半）の立地にみられるように、台地あるいは、台地の縁が生活上の基盤であった。なお当時は利根川だったとされる谷田川流域に前方後円墳の分布が顕著である。

12世紀前半、鎌倉御家人である佐貫氏が邑楽地域一体を莊園化し、佐貫莊を形成した。その後、館林を中心とした邑楽地域は、赤井氏、北条氏などの支配を経て、天正18（1590）年、徳川家康によって榎原康政が館林藩10万石藩主に配封された。

(2) 中世末期から近世

康政は、新田開発に着手し、文禄4（1595）年には利根川および渡良瀬川に館林藩全体を囲う連続堤（文禄堤）を築堤した。また寛文元（1661）年に館林藩に赴任した徳川綱吉は、矢場川の廃川化を行った。この時期、新田開発によって、大荷場、細谷、離などの新田集落が生まれた。さらに、板倉沼が開拓され、各村の石高は大幅に増加した。

河川の締め切り、連続堤の築堤、新河道の開削など事業は、洪水被害の軽減を図ってきた一方、天明3（1783）年の浅間山大噴火は河床を上昇させ、その後幾度となく堤防の破堤、浸水被害を引き起こすようになった。

	年代	できごと
原始	縄文早期	縄文海進による貝塚の形成。（離山貝塚、一峯貝塚等）
	縄文晚期	東北地方の文化伝播。（板倉遺跡）
	弥生中期	谷田川沿い等侵食谷への居住開始。伊勢ノ木遺跡・登戸遺跡等）
古代	古墳時代	古墳の築造。（赤城塚古墳等）
	延暦20年（801）	征夷大將軍坂上田村麻呂が桓武天皇の詔を奉じ、雷電神社社殿を造営。（社伝）
中世	12世紀前半	佐貫莊の成立。佐貫氏による板倉町を含む邑楽地域の莊園化。
	15世紀中葉	赤井氏による邑楽地方実権の掌握。
	16世紀中葉	北条氏による支配。
	天文17年（1548）	雷電神社の再建立。
	天正18年（1590）	後北条氏の滅亡。榎原康政の館林城入城・立藩（10万石）内蔵新田の開発。
近世	文禄4年（1595）	館林城主榎原康政の命による利根川や渡良瀬川堤防（文禄堤）の築造。現在の西岡台地の北縁を流れるルートが渡良瀬川の本流となる。
	元和3年（1617）	大荷場・細谷・離村の建置。（西岡新田も同時期）
	元和7年（1621）	利根川新川通の開削。（上野国鳴村地先～武藏国栗橋町）
	寛永元年（1624）	渡良瀬川堤防の決壊。（その後、幕末まで37回の洪水・出水を記録）
	寛永14年（1637）	利根川大洪水。（その後、幕末まで23回の洪水・出水を記録）寛文元年（1661）徳川綱吉が館林城主に赴任。
	寛文年間	上流部における矢場川の渡良瀬川への付替えにより矢場川の廃川化。
	天和2年（1682）	谷田川の大出水。（その後、幕末まで18回の洪水・出水を記録）
	享保9年（1724）	板倉沼の新田開発願。（荻野家文書）
	享保11年（1726）	板倉沼の出水。（その後、幕末まで11回の洪水・出水を記録）寛保2年（1742）江戸時代最大の水害。利根川、渡良瀬川、谷田川で破堤。
	寛延3年（1750）	5ヶ村（大曲、大荷場、細谷、離、内蔵新田）による板倉沼開発願。
	明和7年（1770）	「掘上り田」「掘上田」について初出。（荻野家文書）
	天明3年（1783）	浅間山大噴火。河床上昇により、以後利根川・渡良瀬川洪水の増加。
	文政6年（1823）	雷電神社本殿・拝殿・総地形の再建。水塚へ避難の記録（荻野家文書）
	天保元年（1830）	現存「水塚」（小野田儀一宅）
	天保12年（1841）	合の川（古利根）の呑口における締め切り。

(3) 近代以降から昭和初期

明治 22 (1889) 年、町村制施行により、4 村が誕生した。日露戦争や富国強兵政策を背景とした食糧増産の必要性から、当地域の生産地としての重要性が認められ、明治末年以降、大規模な治水事業が展開された。利根川では高水工事（川幅の拡幅・直線化・堤防拡幅補強）第 I 期改修工事が明治 33 (1900) 年から始まり（至、昭和 5 年）、次いで渡良瀬川でも明治 43 (1910) 年から改修工事が着手され、藤岡台地を開削し、除川以南の蛇行河川を廃し、また大正 7 (1922) 年には、渡良瀬遊水地を竣工した。

さらに排水路と排水機場の整備を主とした土地改良事業が大正末期から進められ、県営邑楽郡東部用排水改良事業や県営邑楽東部土地改良事業などの事業が実施された。また、県営板倉沼開墾事業（昭和 12～16 年）や農地の開墾や昭和 16 (1941) 年施行着手の西谷田第一圃場整備事業を皮切りに、町内の農地の大半において、耕地整理が行われ、一大穀倉地帯を形成するようになった。

(4) 昭和 20 年代以降

昭和 22 (1947) 年のカスリーン台風を最後に治水対策が充実し、甚大な洪水被害を受けていない。次第に広大な沼地や農地においては都市の需要に応じた大規模土地利用転換がみられるようになった。昭和 50 年代以降、板倉沼は工業団地に、海老瀬の水田地帶はニュータウン等に替わり、水場の環境は変化が進んでいる。

そのなかで、水場の歴史・文化・自然等を詳細に記録した板倉町史の発刊や国民文化祭の開催は、板倉町のアイデンティティとしての水場の環境を見直すきっかけを提供している。

表 1-2-2 板倉町のあゆみ（近代以降）

年代	できごと
近現代 明治 22 年 (1889)	町村制施行により、4 村（西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村）の誕生。
明治 23 年 (1890)	足尾銅山鉱毒の被害が強まる。
明治 29 年 (1896)	利根川・渡良瀬川堤防の決壊により大水害。渡良瀬川洪水により足尾銅山鉱毒水が流入し、被害甚大。（1898 年も同様）
明治 39 年 (1906)	渡良瀬川堤防の決壊により大水害。利根川第三期改修工事開始。渡良瀬川改修工事開始。
明治 43 年 (1910)	利根川・渡良瀬川堤防の決壊により大水害発生。利根川河川改修事業。
明治 44 年 (1911)	前年の水害罹災農民、第一期拓殖計画（明治 43～昭和元年）の一環として、北海道へ集団移民。
大正 7 年 (1918)	渡良瀬遊水地の完成。（堤防の築造）
大正 11 年 (1922)	渡良瀬川の流路変更。藤岡台地を開削し、除川以南を廃川化。大正 15 年（1926）県営邑楽郡東部用排水改良事業開始。（～1934）
昭和 12 年 (1937)	県営板倉沼開墾事業開始。（～1941）
昭和 16 年 (1941)	西谷田第一圃場整備開始。（～1948）県営邑楽排水改良事業・県営仲伊谷田排水改良事業。（～1945）
昭和 20 年 (1945)	県営谷田川機械排水事業開始。（～1949）
昭和 22 年 (1947)	カスリーン台風襲来。渡良瀬川堤防の決壊。
昭和 30 年 (1955)	4 村が合併による板倉町の誕生。
昭和 34 年 (1959)	県営邑楽東部土地改良事業開始。（～1973）
昭和 38 年 (1963)	渡良瀬遊水地の調節池化事業の開始。平成 9 年までに第 1～3 調節池を完成。
昭和 51 年 (1976)	渡瀬遊水池の貯水化事業に伴う残土による池沼の埋め立てはじまる。（～1986）
昭和 53 年 (1978)	『板倉町史』の発刊。（～1989）
昭和 55 年 (1980)	板倉工業団地の完成。（板倉沼消失）
昭和 59 年 (1984)	板倉ゴルフ場の完成。
昭和 61 年 (1986)	群馬の水郷の完成。
平成 9 年 (1997)	板倉東洋大学駅の開設。東洋大学板倉キャンパスの開学。
平成 10 年 (1998)	板倉ニュータウンの分譲開始。
平成 13 年 (2001)	国民文化祭「水の文化フェスティバル」の開催。

第2節 水害史

(1) 水害の発生状況および特徴

渡良瀬川、利根川、谷田川が流れ込み、加えて広大な板倉沼の立地した板倉町では、有史以来、洪水に見舞われた地域であり、低地の遺跡からも洪水に見舞われた形跡が確認される。低地では河川の氾濫による洪水被害が度重なると共に、洪水発生後にも長期間にわたり湛水した。

近世以降では、寛永元（1624）年から昭和22（1947）年までの324年間に、65回の破堤・氾濫が記録されており、その特徴から大きく3つの期間に区分される。

第1期は1680年～1740年代、第2期は1790～1830年代、第3期は1840～1910年代である。第1期の特徴は、細谷村と板倉村に水害が多いことであり、2村の間に位置する板倉沼の増水による水害が多いことを示し、第2期は除川村と離村の水害が著しく、特に渡良瀬川のより上流側での決壊が目立つ。第3期には離村の水害が減少し、海老瀬村が著しく増加しており、渡良瀬川のより下流側に決壊個所が移動している。

第1期には河川の決壊ではなく、内水排水が出来ない状態となっての水害であるのに対して、第2期、第3期では渡良瀬川による氾濫が主であり、各期により発生地域と要因が変化している。第2期は、天明3（1783）年の浅間山の噴火により河床が上昇し水害が多発する時期であり、第3期では、河床の上昇に加え、関宿における江戸川の棒出し事業（江戸川の水量調節のため、江戸川の流頭部の両岸から突き出した一対の堤を設ける事業）が実施された時期にあたり、そのため利根川と渡良瀬川の合流付近から逆流し、海老瀬村の水害を顕著にしたと推察される。

古代以来、度重なる洪水に見舞われた板倉町ではあるが、明治 23（1890）年頃から顕在化した足尾鉱毒事件を経て、明治 43（1910）年の大洪水を契機に治水事業が本格化し、現在では昭和 22（1947）年のカスリーン台風以降 60 年あまり水害は発生していない。

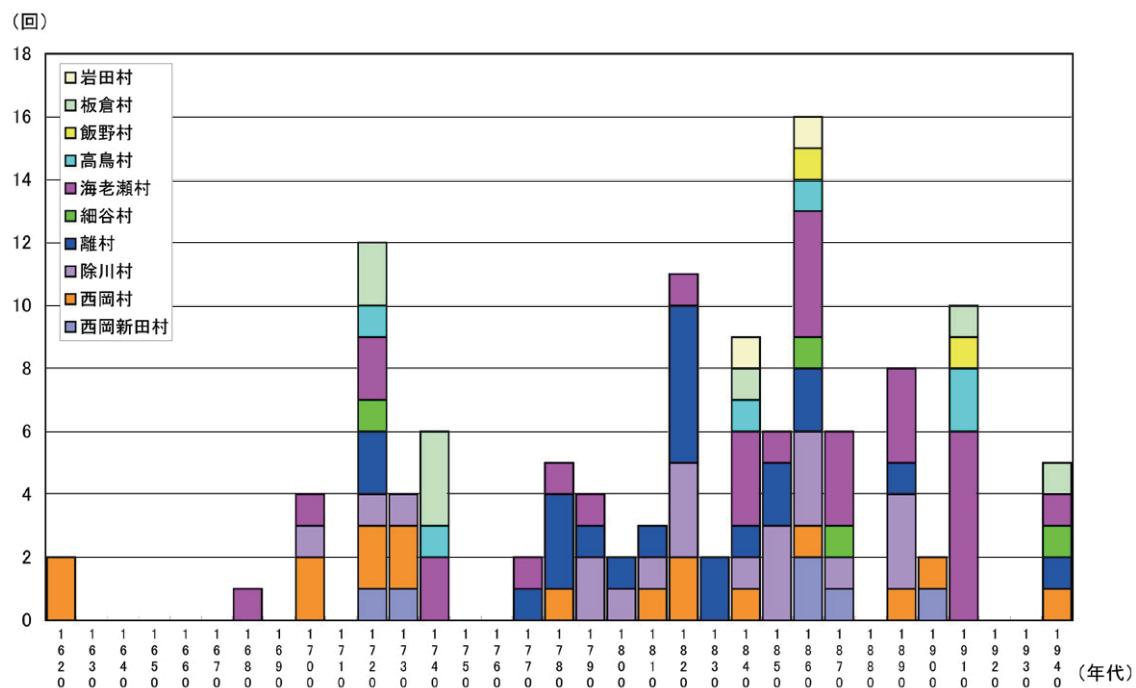


図 1-2-1 年代別決壊地災害数

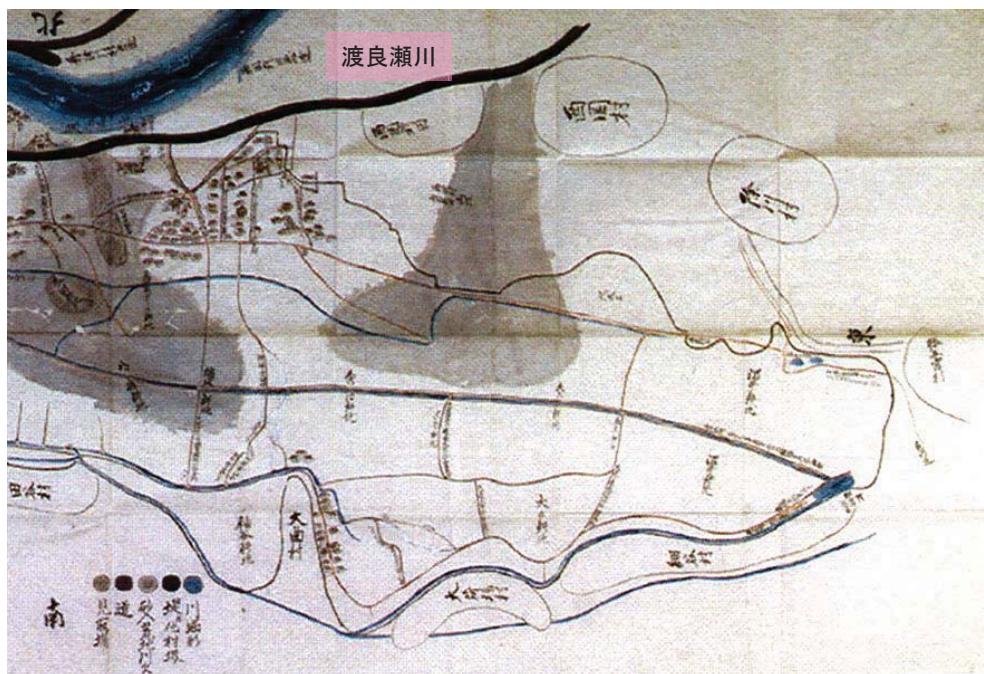


図 1-2-2 渡良瀬川館林領地図（一部）（年代不詳） 館林市教育委員会所蔵

作成目的、作成年代とともに不明である。渡良瀬川の流路の下方に黒太線で堤が描かれている。現板倉町における各集落はほぼ領域のみが示されており、渡良瀬川沿いの西岡新田、西岡村、除川村、旧矢場川沿いの大曲村、大荷場村、細谷村が確認できる。薄い灰色で塗られた範囲は、水害時における渡良瀬川堤防の決壊によって、砂地となった部分を示しており、その範囲と洪水流の流入方向が理解できる。

(2) 足尾銅山鉱毒による被害

足尾銅山の発見は、慶長 15 (1610) 年に遡る。その後は幕府直轄となり、『日本鉱業史要』によれば、貞享 2 (1685) 年には、全国の銅生産量の約 28% を産出するに及んでいる。しかし衰退は早く、文政 4 (1821) 年には、ほとんど廃山といえる状態であったという。

明治時代に入り、民間に払い下げられた足尾銅山は、設備の改良と新たな鉱脈の発見により、産出量が激増し、明治 18 (1885) 年には、全国の産銅高の 39.2% を占めるに至り、1890 年代以降は 6,000 t 前後の産出量となっている。

足尾銅山の生産量が増加するに従い、渡良瀬川流域における鉱毒汚染は徐々に進行し、明治 23 (1890) 年には、渡良瀬川における魚類の大量死が報じられている。また未曾有の大洪水によって、鉱毒被害は魚類から農作物へと拡大し、大きな社会問題となった。渡良瀬川流域は鉄砲水によって大洪水となり、海老瀬村仲伊谷田地先堤 56 間、西谷田村除川字大巻地先で 165 間が決壊し、館林以東の 58ヶ村が泥海となった。このため田畠は流出し、農作物の被害は甚大で稲腐れにより収穫は皆無となったと言う。さらに明治 29 (1896) 年には、3回の洪水が発生し、被害は栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉に拡大した。

板倉町は、足尾鉱毒による渡良瀬川の汚染以来、渡良瀬川の氾濫による水害と鉱毒の被害で、非常な困難を強いられてきた。明治 29 年 9 月の大洪水は、「西谷田村離地先 64 間、同除川地先 75 日間、同西岡地先 127 日間、海老瀬村小橋塙 20 間破堤、出水により溺死 5 人、家屋流失 16 戸、全潰 76 戸、半潰 168 戸、床上浸水 2959 戸、床下浸水 809 戸」という被害を受け、「農作物は泥土と鉱毒により腐れ、その悪臭は嘔吐を催す程であった。」と言われている（『松本英一日記』）。

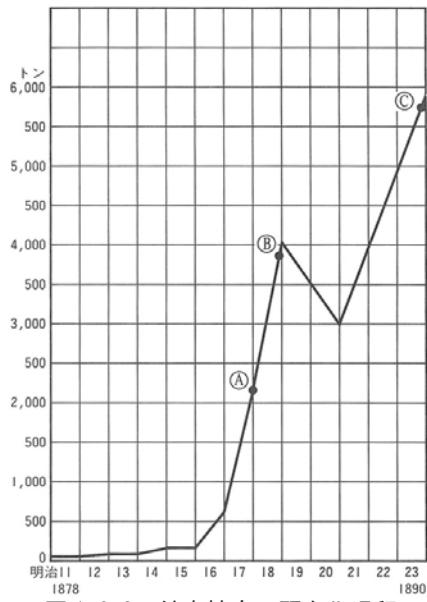


図 1-2-3 鉛毒被害の顕在化過程
(東海林吉郎・菅井益郎 1877-1984 『通史 足尾銅山鉛毒事件』参照)

縦軸は足尾銅山の産銅量を現す。

Ⓐ近傍諸山の樹木枯れる／Ⓑ魚類の大量死／Ⓒ農地被害の顕在化

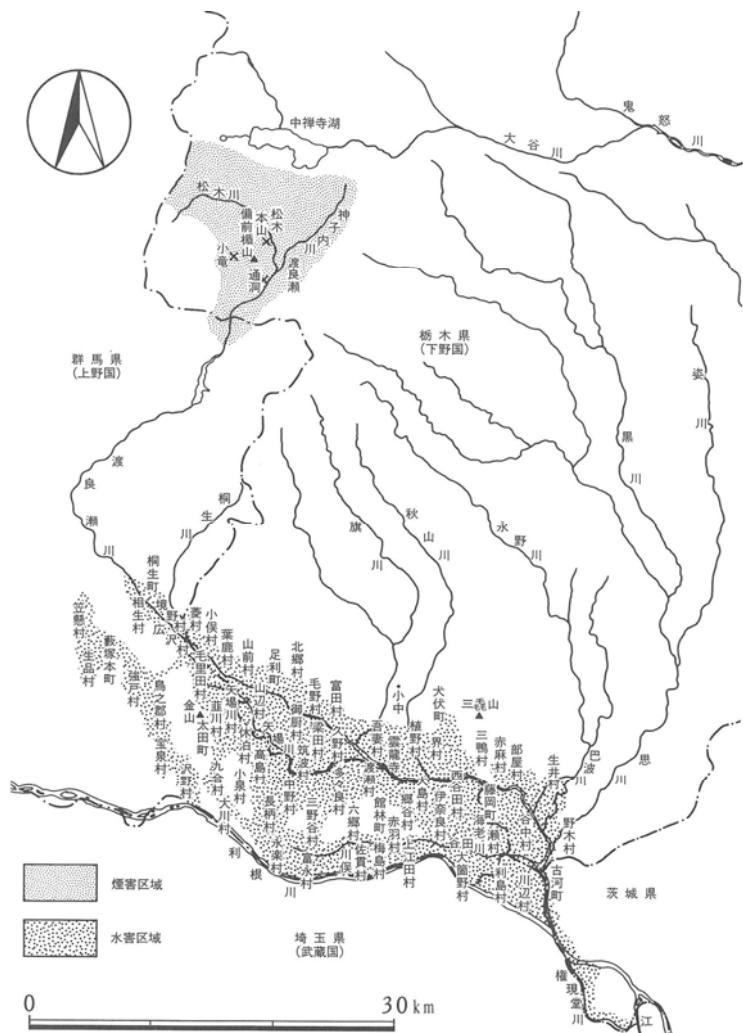


図 1-2-4 足尾銅山鉛毒被害地略図(右図)
(『波動 Vol. 4』)

(3) カスリーン台風による水害状況

昭和 22 (1947) 年 9 月 15 日夜 11 時 30 分頃、海老瀬村道祖神地先において渡良瀬遊水地の堤防が 80m 決壊し、さらに 11 時 50 分には約 100m 南方の本郷地先において決壊した。洪水は板倉低地を水没させ、その水は館林市の城沼北部まで達し、約 28km² の広大な面積を浸水した。また洪水後は長期にわたり湛水状態が続き、板倉沼周辺の海拔 15m 以下の地域における湛水日数は 20 日間、下新田自然堤防の東側では 30 日に達した。



写真 1-2-1 カスリーン台風による水害状況

(左:雷電神社裏より細谷方面を望む、中:海老瀬村地先東武日光線の惨状、右:渡良瀬川堤防上の仮小屋と避難民)

第3節 治水史

(1) 河道改修

利根川の大支川・渡良瀬川が利根川に合流する地域について、特に板倉町との関わりが強い河川・渡良瀬川と合の川を中心についていく。

近代改修以前、渡良瀬川を合流した後の利根川は、権現堂川と赤堀川に分かれ、さらに江戸川、逆川に分流するなど複雑な水理機構となっていた(図1-2-5)。赤堀川は関東ローム層台地を掘割ったもので、銚子から太平洋に流出する現利根川本川への人工付替、つまり利根川東遷事業の主舞台である。その事業は、近世初頭から始まり今日まで続く大プロジェクトである。また埼玉県北川辺町との境界を流れる合の川は、近世のかなり新しい時代まで利根川の有力な派川であり、利根川からの洪水が締切られたのは幕末の天保年間のことである。

1) 渡良瀬川の河道整備

a 近代改修以前の渡良瀬川

明治17(1884)年、近代技術によって初めて測量された第一軍管区地方迅速測図(略して迅速図)に基づいて、近代初頭の渡良瀬川中・下流部をみよう(図1-2-6、図1-2-7)。

桐生を扇頂とする渡良瀬川扇状地の扇端部分に足利が位置するが、この後、渡良瀬川は東南東の方向に向かい、傍示塚から大島を経て西岡地先で狭い台地の間を掘割り河道となって流れ。この後、藤岡台地にぶつかる底谷村地先で90°近く曲流し、南々東に台地に沿って流下し、底谷から南下して離を通り本郷地点で藤岡台地を掘割って栃木県下都賀郡に流出する。この後、広い堤外地を海老瀬七曲と呼ばれる激しい曲流をなして南下し、谷中村南方の古河地先で思川を合流する。注目すべきは、足利と西岡との間で合流している支川のほとんどすべてが霞堤となり、堤防によって締切られていないことである。それらの支川は、左岸側では袋川・旗川・秋山川であり、右岸側は矢場川である。

さて、渡良瀬川の南側に大きな連続した自然堤防がみられる。傍示塚から大島、大曲、大荷場、細谷を通り、離の上流で渡良瀬川に合流している(図1-2-8)。旧河道であるが、その蛇行状況から、右支川・矢場川が流れていると考えられ、規模の大きさからいって渡良瀬川の本河道であったことは間違いないだろう。因みにその上流部にある現在の矢場川は、栃木県(下野国)の梁田郡と群馬県(上野国)の邑楽郡の県境を流れている。渡良瀬川は、元々、この矢場川筋が本川といわれ、その後、矢場川筋を離れ、両郡とも下野国に位置する梁田郡と足利郡の間を流れる現況となったといわれる。



図1-2-5 栗橋～関宿周辺の近世の利根川状況図

ところで傍示塚から西岡、除川、底谷、離に至る渡良瀬川河道筋であるが、興味深いことは西岡から除川・底谷まで関東ローム層台地を開削して流れていることである。沖積低地上を流れるその上流・下流と様相を異にし、掘割り河道となっている。本来の渡良瀬河道にしては不自然であり、人工的に付替されたものだろう。

『群馬縣邑樂郡誌』によると、渡良瀬川の歴史的な河道整備として明記されているのは、文禄4（1595）年、榎原康政の館林城主治世下、奉行である荒瀬彦兵衛と石川佐次右衛門の2名によって行われた築堤である¹⁾。西は傍示塚村から東は海老瀬村に至る延長約4里9町余、堤防高2間ないし3間、堤敷10間ないし18間、馬踏（天端幅）2間ないし2間3尺に整備された。この後、寛文年中（1611～1672年）、徳川綱吉が館林城主の時代、渡良瀬川堤防と堰・樋門の定式組合が定められ、官民費によって維持管理されることになった。

この河道変遷の歴史的経緯について、下野国の梁田郡と足利郡の間に流れてきた渡良瀬川本川が榎原康政の治世下までに秋山川が流れている西岡から除川・底谷の台地の間に押し込まれた。綱吉の時代には、矢場川も上早川田地点で渡良瀬川に合流させられ、台地の間に流れるようになったと判断している。

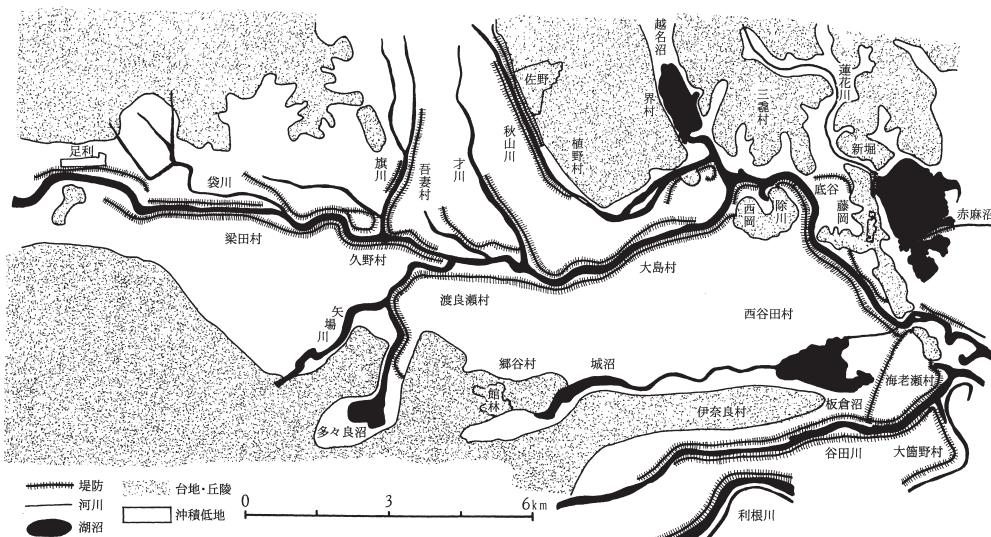


図1-2-6 渡良瀬川中流部の改修前概況図（明治40(1907)年測図の5万分の1地形図に基づき作成）



図1-2-7 渡良瀬川下流部概略図

（迅速測図を基に作成）

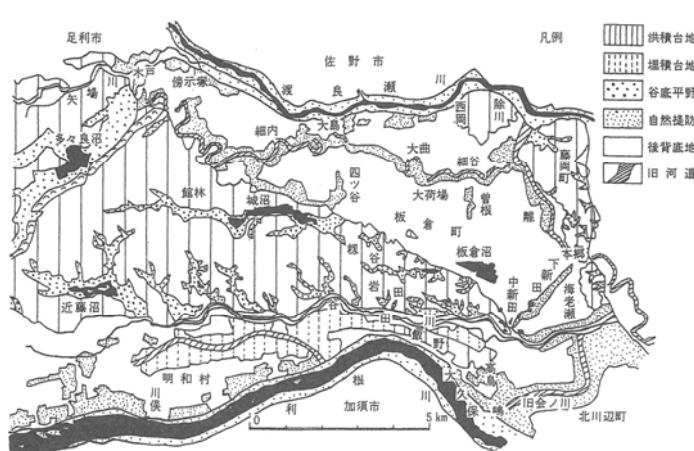


図1-2-8 板倉町の地形分類図

（1984「渡良瀬川下流沖積低地における地形と水害」）

さて近世の渡良瀬川下流部の治水秩序をみると、右岸・館林藩領を守るという状況になっている。館林藩は築堤で囲み渡良瀬川を西岡地先から台地に押し込み、その直上流部は築堤で締切らず霞堤として下野国である渡良瀬川左岸、また矢場川左岸に遊水させる秩序となっていた。館林藩には、家康関東入国時に徳川四天王の一人・榎原康政が配封され、後にはここから綱吉が5代将軍となっている。政治的に優位な立場にあり、治水上、他地域に比して渡良瀬川下流部右岸は有利に整備されたのである。

しかし、右岸側で水害が生じなかったというのではない。澤口によると、宝永元（1704）年から明治43（1910）年までの207年間に49回破堤・氾濫している²⁾。およそ4年に1回の割合であり、その破堤箇所は西岡、除川、離、伊谷田で集中的に破堤している。つまり狭窄部の直上流を中心に破堤しているのである。

b 近代渡良瀬川改修事業

① 概要

利根川で治水を主目的とする近代改修に着手したのは、明治33（1900）年である。当初、第1期工事として河口から佐原までの42kmに33年4月着手したが、明治40（1907）年4月に佐原から取手に至る52kmの第2期工事、また明治42（1909）年4月には取手から上流群馬県の芝根に至る110kmの第3期工事に着手したのである。

渡良瀬川は、利根川第3期工事着手の翌年の明治43（1910）年4月からの着工となったが、それに至るまでに足尾鉱毒事件という大きな社会問題があった。日本全国でみると、明治43（1910）年8月には全国的な大水害があり、これを契機に第1次治水長期計画が樹立され、翌年度から全国の大河川で治水事業が進められた。だが利根川の一支川である渡良瀬川改修は、それに先立って着工されたのである。この時までに政府が治水事業に着手していたのは、木曽川、淀川、利根川などの10河川であり、首都東京を流下していた荒川は、未だ着工されていなかった。

足尾鉱毒被害は、足尾銅山から出た硫化銅を含む廃鉱が洪水によって下流に押し出され、それが田畠に氾濫して生じた。堤内地に渡良瀬川洪水が氾濫しなかったら、たとえ河道に廃鉱が堆積しても、堤内地の田畠は鉱毒にさらされることはない。このため鉱毒反対運動は、銅山経営の停止とともに渡良瀬川改修を求めており、渡良瀬川治水を包摂するものだった。さらに渡良瀬川治水にとっても、銅山採掘に伴う荒廃した上流山地からの多量の土砂流出は重大な支障となる。鉱毒被害と渡良瀬川治水は、密接、不可分な関係にあったのである。

渡良瀬川改修計画は、藤岡台地を開削し、赤麻沼・谷中村を中心に3,000町を遊水地とするものであった。これにより約2,500人が住んでいた谷中村は廃村となったのである。この結果、板倉にとって最も警戒すべき除川以下の渡良瀬川河道は廃川となった。また遊水地下流部も旧古河城跡地の掘削などによって新河道が整備され、旧状を一新したのである。

ところで藤岡台地を開削する人工水路であるが、この計画と同様のものが幕末、邑楽郡田谷村民・大出地図弥から提出されていた。館林藩に献策したところ認められたので、大出は多くの人々を指揮して測量を行い、詳細な実測図を作成して起工しようとしたが、その開削台地が館林藩でなかつたため挫折したことが伝えられている。

② 足尾鉱毒事件と渡良瀬川治水³⁾

鉱毒の影響が下流農民に現れ始めたのは明治 18（1885）年から 20 年といわれるが、明治 23（1890）年の洪水によって被害が顕在化した。下流農民からは鉱業停止が主張され、さらに明治 24（1891）年 12 月 18 日、第二回帝国議会で田中正造により取り上げられた。この時の被害では古河との示談が進められ、粉鉱採集器の設置と示談金により収まっていたが、明治 29（1896）年の安政以来という大洪水によって鉱毒問題は一挙に拡大していった。

鉱毒被害民からの渡良瀬川治水の要求は極めて強かった。それは、鉱毒被害が渡良瀬川洪水によってもたらされたことの裏返しであった。特に渡良瀬川中流部では支川の合流部分が霞堤となっていて、洪水時には常に氾濫し土砂を堆積させる。鉱毒被害はここで最も顕著に現れた。秋山川が合流する安蘇郡犬伏町から明治 23 年（1890）10 月「秋山・渡良瀬川逆水防禦堤塘新設願」が栃木県知事に提出されたが、その中で常習湛水が鉱毒被害となったことを述べている⁴⁾。

なお霞堤を締切ることを要請するこの「堤塘新設願」であるが、その費用は自費でもって行うことをつけ加えている。しかしこの締切は対岸を刺激する。対岸・群馬県側の反対によつて締切工事は行われなかつた。

③ 第二次鉱毒調査会と渡良瀬川治水

明治 29（1896）年の大出水、明治 30（1897）年 3 月被害農民の二度にわたる東京押出し（大挙上京請願運動）もあり、内閣直属として足尾銅山鉱毒事件調査委員会（第一次鉱毒調査会）が設置された。第一次鉱毒調査会では鉱業を停止するかどうかの議論が行われたが、結局は停止は行わず予防工事を行うことに決定した。予防工事命令は 37 項目に及び、この命令書に違反する場合は直ちに鉱業停止というものであった。渡良瀬川治水に関しては、「渡良瀬川ノ氾濫ヲ防禦スル為メ及鉱毒含有ノ土砂ヲ排除ス為ニ相当ナル方法ヲ講究実施セシムルコト」と決議された⁵⁾。

しかし明治 31（1898）年には、予防工事命令によってできた沈殿池は洪水により破壊され、再び鉱毒被害民によって激しい運動が展開された。明治 33（1900）年には警官隊と大規模に衝突した川俣事件が発生し、全国的な社会問題へと進展したが、鉱毒被害民の要求の第一には「渡良瀬川改修」があげられていた。明治 35（1902）年 3 月、政府は鉱毒調査委員会（第二次鉱毒調査会）を設置し、その收拾を図ったが、この第二次鉱毒調査会で渡良瀬遊水地を基軸とする渡良瀬川改修計画が議論された。

第二次鉱毒調査会では、洪水によって下流に運搬されてきた銅について、稼働中の足尾銅山からの流出は少なく、明治 30（1897）年予防工事命令以前の操業により排出されて上流に堆積していたものとの基本認識の下に出発した。このため現操業による責任は認めず、当然、操業停止は議論とはならなかった。ここでの議論の結論が、谷中村廃村を伴う渡良瀬遊水地築造の重大な出発点となつた。調査報告書は、改修計画について遊水地計画を提示し、概略、次のように結論する。

新たな遊水地について仮に水深 10 尺とするならば、その面積は 2,800 町歩から 3,100 町歩となる。この遊水地とあわせて河幅整理、河身屈曲の修正、護岸工事、さらに築堤工事が必要となる。この詳細な設計および工費については、今後、精密な調査をする必要がある。

この調査会での渡良瀬川改修に関する議論を簡潔に整理しよう。

明治 35（1902）年 11 月 25 日に行われた第 8 回委員会で、内務省第一監督署署長・日下部弁

二郎委員は、改修計画の基本的な考え方について、度々の渡良瀬川、利根川の流量観測の結果に基づき2つの計画案を検討した、として次のように述べた。

第1の案は、築堤を中心に新河道を開削して渡良瀬川の洪水をスムーズに利根川に流出させる。第2案は、渡良瀬川に貯水池を造り、ここで貯水した後、利根川に流出させる。

ここに、第2案として渡良瀬川下流部における貯水池案が提示されたのである。そして第1案を行えば、明治33(1900)年度から進めている利根川治水計画の変更を伴う大事業となり困難である。このため第2案を実行せざるを得ないと、現実に進めている利根川治水計画との関連で貯水池案を優先させたのである。

貯水池計画について、東京帝国大学工科大学教授・中山秀三郎から明治35(1902)年12月19日の第10回委員会で次のような、より具体的な報告がなされた。

明治35(1902)年8月、9月出水について利根川との関係を調査し、放水路として、35年出水による藤岡の決壊箇所から赤麻沼へ流入させ、ここから谷中村に導入させる遊水地計画を行った。その大きさは平均10尺、広さは3,000町歩である。費用は遊水地関係で160万円、上流改修で140万円のあわせて300万円で、これ以外に土地買収費として360万円が必要となる。その対象面積は遊水地で3,000町歩、ここ以外で2,800町歩である。

このように遊水地への放水路は、明治35(1902)年9月出水に基づき藤岡の決壊箇所から赤間沼に流入させる計画であった(図1-2-9)。35年出水は谷中村に大打撃を与えたが、調査会での議論にも大きな影響を与えた。この時、高取・底谷間の蓮花川と渡良瀬川を遮断した堤防が渡良瀬川の洪水によって決壊し、洪水は唯木沼から新堀を通って赤麻沼に流入した。そして赤間沼の堤防が決壊し谷中村を襲い、その後、思川・渡良瀬川河道に流出したのである。

渡良瀬川と蓮花川の関係をみると、渡良瀬川に合流していた蓮花川では近世の宝永7(1710)年、築堤でもって遮断された。その代わり赤間沼との間に新堀が人工開削されてつながった。この結果、それまでの湖沼の面積は3分の1以下となって唯木沼と呼ばれ、その周辺は水田が開発されたのである。

明治43(1910)年から始まった近代改修によって、渡良瀬川は藤岡台地を開削した人工水路によって渡良瀬遊水地(主に赤麻沼と谷中村の地に築造)に流入することとなったが、それ以前もこの台地を横断して渡良瀬川洪水は赤間沼に既に流入していたのである。

④ 渡良瀬川改修事業の着工

明治36(1903)年3月に内閣総理大臣に提出された「足尾銅山ニ関スル調査報告書」⁶⁾は、同年6月帝国議会に提出され、国民の知るところとなった。それに先立ち内務省は同年5月、この報告書に対する意見書を内閣総理大臣に提出した。その中で渡良瀬川改修についておおむね次のように述べている⁷⁾。



図1-2-9 渡良瀬川放水路開削概況図
(明治40(1907)年測図の5万分の1地形図に基づき作成)

全国的な治水の観点からみると、渡良瀬川改修着手はまだその順位に達しないが、鉱毒問題のために改修が必要となった。現在、内務省が進めている河川改修計画とは別途に財源が確保され、河川改修の順位を「攪乱スルコト」のない場合には、渡良瀬川改修は急いで行うべきものである。また、利根川との合流関係を変更すれば、現在、施工中の利根川改修計画に大きな影響を与え、工事費が著しく増大する。このため遊水地設置の計画が最も適当である。

ところで渡良瀬川改修事業着工にあたっては、事業費負担を国そして関係4県で定めなくてはならない。各県の分担については県会の決議が必要であり、それを待って事業は開始される。各県の費用分担は、栃木県 130万3,000円、茨城県 39万6,000円、群馬県 38万8,000円、埼玉県 26万9,000円の合計 234万6,000円であった。これは事業費 750万円の約 31%であった。

この事業費負担について、これまで歴史的な激しい地域対立があったため県会で熱心に議論された。茨城県会では明治42(1909)年9月23日、臨時県会に諮問されたが、賛否は見送られた。次の県会は11月1日からの通常県会であったが、開会と同時に再び諮問され審議の結果、11月30日に可決された。

板倉町を含む群馬県邑楽郡の渡良瀬川早期改修の要求は極めて強く、可決しない茨城県に対して邑楽治水会大会の決議をもって陳情した。渡良瀬川改修がいかに当地域にとって重要であるかが分かる。当地域の安定そして発展にとって、渡良瀬川改修は基本的な課題であったのである。またこの治水会の指導者は、鉱毒反対運動を引っ張っていたリーダーたちであった。

2) 合の川 一利根川の河道改修一

奈良時代には、合の川が利根川本川であったと推定されている。それは、この河道が武藏国と上野国の国境となっていたからである。その後、利根川の主流は関東造盆地運動の制約などによって埼玉平野を南下していった。

利根川左岸堤防は、館林城主・榊原康政の治世下、文禄4(1595)年に古戸から大箇野下五箇村に至る18,329間が築造されたといわれる⁸⁾。その大きさは高さ15尺～20尺、敷15間～16間、馬踏(天端幅)3～5間である。大箇野は現在の板倉町にあり、利根川沿いの古戸から合の川に沿って築造されたのである。当時、合の川が利根川本川とまではいかなくとも有力な派川であったことは間違いない。なお寛保2(1743)年の大出水の後、大名のお手伝い普請によって利根川堤防は復旧されたが、左岸では備前岡山の池田藩によって那波郡戸塚谷村から合の川沿いの邑楽郡下五箇村まで工事が行われた。少なくともこの時、合の川は通常時には水が流れていなくても出水時にはかなりの洪水が流下する大派川であったことが分かる(図1-2-10、図1-2-11)。

この合の川が締切られたのは天保年間だが、対岸武藏国との厳しい地域対立の中から締切が行われた。それ以前から利根川右岸武藏国とは、下野国下都賀郡も含めて広く渡良瀬川下流部との間で対立が生じていた。

対立の一つは、江戸川流頭部に設置された棒出しの撤去問題である。この棒出しは、天明3(1783)年の浅間山の大噴火に伴う大量の火山灰によって利根川河床が上昇し、それに起因して江戸川へ土砂が流入するのを防ぐために整備・強化された。つまり江戸川下流部の利益のために行われたが、棒出し設置は渡良瀬川下流部にとって湛水被害を増大すこととなる。渡良瀬下流部からは撤去を求める強い運動が行われ、結局は、寛政年間(1789～1800)ないし天保年間(1830～1843)に、江戸川流頭部を18間より狭くしないことが定められた。

同様に、権現堂川呑口にも寛政4(1792)年、杭出が設置された。その後、増築されて天保10(1839)年には千本杭といわれるほどになった。だが渡良瀬川下流部からの訴えにより、天保13(1842)年に合の川(間の川)撤去されたことが次のように知られている⁹⁾。なお合の川締切りは、その前年の天保12年との資料もある¹⁰⁾

「天保年間、栗橋栗餅下ニ千本杭ヲ築造シテ江戸川ニ向ヘル水勢ヲ沮遮シ、四縣ニ向ツテ幾多ノ水害ヲ釀シタリ。然ルニ、尚充分ノ策ヲ施シ江戸川ニ向フノ水勢ヲ防禦セシガ為メ、下野渡良瀬川ト合流セシメシヨリ、其反動ノ禍害ハ上下両毛ニ波及シ、将来焦慮ニ堪エザルヲ以テ、天保十年、被害ノ各郡村連合シ以テ故障ノ旨ヲ幕府ニ訴エ、後三年ニシテ漸ク千本杭ト佐波村ヨリ中荒井村ニ達スル海鼠堤ヲ除去シテ、上野国島村ニ於テ間ノ川ヲ切ル事ヲ允許セラン為ニ、著大ノ水害ヲ免カル、ニ至リタリ。」

また、幕府により天保14(1843)年頃、赤堀川切り抜げの工事が行われたといわれる。これらは棒出しを含めて相互に関係があり、天保年間、ひろく利根川の「水行直し」が行われたのである(表1-2-3)。この天保年間の「水行直し」を詳細にみてみよう。

その最初は、対岸の武藏国で天保9(1838)年に行われた浅間川の締切である。天保7(1836)年、利根川右岸堤が決壊したが、これを契機として幕府譜請役による水行直しが行われ、締切が決定された。近世初期には利根川本川であった浅間川は、佐波と外野の間で利根川から分派し南東に向かった後、高柳から北西に向かって中新井と井坂間で再び利根川に流出していた。この流入口と出口が閉じられたのである。利根川の河床上昇により武藏国(埼玉県)向川辺領を中心に、排水不良による深刻な湛水害が生じていたが、これを免れるために地元農民の自普請によって行われた。続いて権現堂川呑口に杭出しが増強されて、千本杭と言われるようになった。

当時、一つの派川であった浅間川の締切、そして権現堂川呑口での棒だし設置は、当然、利根川本川そして合の川に流量が増えることとなる。対岸が反対を表明するのは当然だろう。因みに、当時の利根川の堤防は右岸武藏国側が「敷二十間余、馬踏4間余」であったのに対し、左岸上野国側は「敷十四五間、馬踏二間ニ過ギズ」と貧弱であった¹¹⁾。

左岸側が浅間川締切に強く反発するのは、もっともなことであるが、その状況は、板倉町とその周辺を含めた上野国邑楽郡24村から天保9(1838)年2月に奉行所に提出された陳情書でよく分かる(小林家文書)。締切工事は正月から2月末までに終了したが、この中に次のように述べている¹²⁾。

「此度武州埼玉郡外野村佐波村地先古利根川之分凡長五百間余も新規築切ニ相成候而ハ古利根江落人候水新利根川毫筋ニ而ハ中々以水吐兼依之當領村々ニ而満水ニ相成候圍堤茂自然与殊 殊近年利根川通り堤数ヶ所危難之場所茂多分有之然処右場所築切ニ相成候而ハ満水之節迫茂圍堤保不申村々百姓住居も相成兼甚難儀至極仕候何卒此度古利根 切之儀者御省被成下置候」

(この度武州埼玉郡の外野村・佐波村地先の古利根の分へ 凡そ五百間余も新しく堤築きになりましては 古利根へ落している水を新利根川の一筋の川では水を中々落としきることが出来ません。そうすると又 当村々は満水になれば围堤も最近は数ヶ所も危ないところがあり ここで右場所に堤築きなされば 満水の時は围堤が保たず大水になり當領村々の百姓住居もできなくなりこの上なく難儀で御座います。どうか古利根堤築きのことは お止め下さる様お願い申し上げます)。

ところで、浅間川と合の川締切により洪水は下流に集中してくる。あわせて千本杭の撤去は

権現堂川への流下が増大する。これを避けるために天保 14 (1843) 年、赤堀川拡幅が行われたのである。一方、赤堀川拡幅すると下利根川の洪水が増大する。これに備えて、印旛沼から江戸湾に抜ける水路の開削が天保の改革の一環として行われたのだろう。しかし改革を推進した水野忠邦の失脚によりこの開削は成功しなかった。

なお天保 10 (1839) 年、利根川左岸でもう一つの河川事業が行われていた。古海で堀を新設して利根川から農業用水を新たに確保したのである。現在の千代田町、明和町に広がる利根川左岸の水田は、渡良瀬川の矢場堰から取水した休泊堀用水の末端であって、渇水時には干魃被害で大きな困難が生じていた。このためすぐ近くを流れる利根川から取水したいと期待したのは当然だろう。

文化 3 (1806) 年、文政 4 (1822) 年と、古海と川俣の 2ヶ所からの取水を幕府に願い出た。だが認められなかった。しかし天保 9 (1838) 年に認められたのである。この背景としては、同年に対岸の武藏国で浅間川の締切りが認められた。これへの対応からであろう。浅間川の締切りに対して反対した上野国側を納得させる条件として、幕府は長年の左岸側の要求を認めたのだろう。だが取り入れ口は古海のみとなった。その理由の重要なものとして、現板倉町に位置する飯野・高鳥・下五箇・島の反対があった。つまりその水は最終的にこれらの地域にやってきて湛水害を生じさせるというので反対したのである。

上野国の利根川左岸側は一枚岩でなく、その内部に上・下流の地域対立を抱えていたことが分かる。なお古海からの取水は、埼玉平野を潤す大灌漑用水である見沼代用水、葛西用水の取水位置よりも上流である。極めて有利な位置での取水に成功したのである。

表 1-2-3 天保年間 合の川周辺の動向

年号	できごと
天保 7 年 (1836)	・ 利根川右岸 (本川俣、稻子、発戸、下村君、堤、名、中大越、下大越砾) で堤防決壊
天保 8 年 (1837)	・ 大竹伊兵衛「権現堂川通川御普通請并両川辺両悪水水落方之義申上候書付」により権現堂川締切りを主張 ・ 普請役による地理直し
天保 9 年 (1838)	・ 浅間川・古川の締切り (自普請)
天保 10 年 (1839)	・ 左岸・古海で堀を新設し、利根川から農業用水を新たに確保 (利根加用水。新設が認められたのは天保 9 年) ・ 権現堂川呑口の杭出しが増強されて千本杭といわれるようになった。(渡良瀬下流部幕府に訴える)
天保 11 年 (1840)	・ 上川俣から羽生領用水を取水 (従来北川原用水の流末を利用していた) ・ 山口玄亭、古利根川再興論を幕府に提出
天保 12 年～14 年 (1841～1843)	水野忠邦による天保の改革
天保 12 年 (1841)	・ 川口で堀を設置し羽生領の悪水を葛西用水 (古利根川) への放流に成功 ・ 印旛沼開削計画の作成
天保 13 年 (1842)	・ 島川辺領、向川辺領の悪水排除のため権現堂堤に堀を埋設 ・ 合の川締切り (天保 12 年との資料もある。) ・ 千本杭と海鼠堤撤去
天保 14 年 (1843)	・ 赤堀川拡幅されたらしい (赤堀川拡幅を認める「赤堀川切広請書」が天保 13 年 12 月、下総国葛飾部、猿島郡の 4 村から出ている)。 ・ 印旛沼開削工事着工 (6 月)、中止 (閏 9 月)
天保年間 (1830～1843)	・ 二合半領他 2 領の要求により棒出し強化、これに渡良瀬川下流部の下野国下都賀郡が反発、18 間より狭めないことが約定された。
天保末年 (1843)	・ 舟橋隨庵 古利根川再興論を幕府に提出



図 1-2-10 近世後期の利根川・渡良瀬川合流付近図
（「鷹見泉石関係資料」古河歴史博物館所蔵）

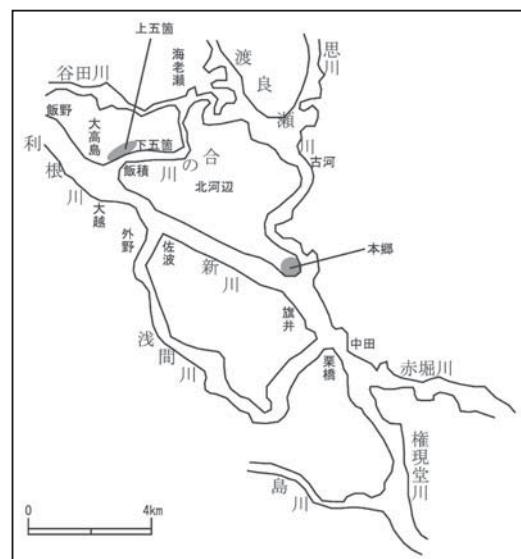


図 1-2-11 利根川新川通周辺概況図

(2) 板倉沼と谷田川の治水

明治 17(1884) 年に近代的測量技術によって初めて作成された第一軍管区地方迅速図（略して迅速図）で当地域をみると、町の中心部には広大な面積の板倉沼と亥の子沼、その周辺にはさらに広い湿地帯がある。さらに板倉沼は、館林城の台地下にある城沼とつながっている（図 1-2-12）。この板倉沼の排水は、小さな水路で谷田川と渡良瀬川に行われていた。なお板倉沼には堤防が築造されていない。

近代改修以前の渡良瀬川は、藤岡台地に沿って南南東に流下し、台地を掘り割るようにして本郷地点から谷中村のある低地に出る。その後、広い堤外地を海老瀬七曲と呼ばれる激しい曲流をなして流下し、谷中村の南方、古河地先で支川の思川を合流する。この後、大きく蛇行し

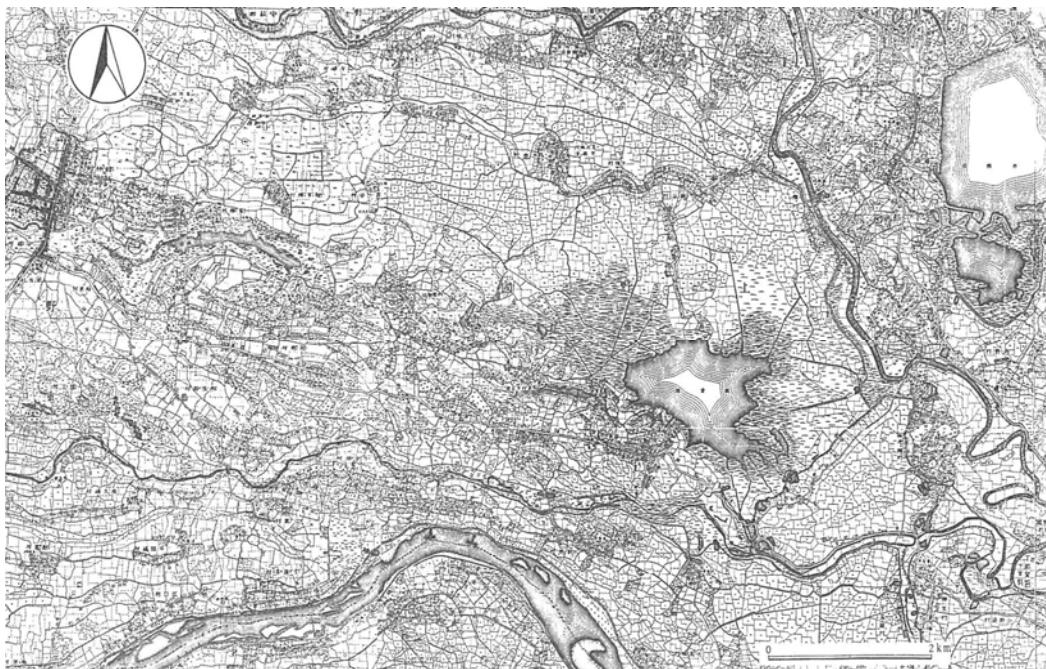


図 1-2-12 明治前期の土地利用状況

ながら約4km下流で利根川と合流する（図1-2-13）。

ところで埼玉県北川辺町小野袋で渡良瀬川に合流する谷田川は、実際に面白い形状をなしている（図1-2-12）。板倉沼と隣接する区域の河道が大きく膨らみ、蛇が卵を飲み込んだような形状となっているのである。その下流は、合の川の合流地点まで川幅は狭く両岸ともしっかりとした堤防が築かれている。板

倉沼との間は漏斗状の堤防でもって繋がり、その間に道路を兼ねた堤防が築かれている。延享2（1745）年の図面でも同様に漏斗状の堤防があり、その中に道路が通っているが、堤防と比べてその高さは判然としない。恐らく、堤防に比べてある程度、低い堤防であったと思われる。

なぜこのような形状になったのか。渡良瀬川の逆流を防ぐため、渡良瀬川合流部近くの河道を狭めて両岸をがっちりと固めたのだろう。一方、谷田川の洪水は、渡良瀬川の洪水が引くまで排出できない。排出できなかった洪水を膨らんだ河道区域に湛水させたのだろう。あるいは、排出できないため湛水がしばしば生じたその区域を囲んで堤防が築かれた、と言った方がよいかもしれない。

しかし、それ以上の谷田川の洪水が発生したら、あるいは利根川上流部左岸で氾濫した洪水が谷田川筋に流れ込んできたら、さらに天保13（1842）年に合の川締め切られる以前、合の川に大量の利根川洪水が流下してきたらどうなるのか。その時は、道路となっている低い堤防を乗り越えて板倉沼に逆流させたものと推測される。つまり谷田川の洪水は渡良瀬川に流出するのであるが、渡良瀬川の水位が高い時は流出できず、谷田川河道内、さらに板倉沼周辺に湛水していたのである。

この河川秩序がいつ頃できたのは定かではない。渡良瀬川が合流する利根川の河床は、天明3（1783）年の浅間山噴火によって著しく上昇した。これに伴い渡良瀬川に利根川の逆流が増大するとともに、渡良瀬川の疎通も抑えられた。この結果、谷田川筋の洪水の渡良瀬川への流入も抑えられ、上流部での湛水量は大きく増大しただろう。

だが、天明以前の延享2（1745）年に描かれた「板倉村絵図」（72頁、図1-2-24参照）にも、谷田川と板倉沼との間は漏斗状の堤防でつながっており、その原型はこの時には既にできていたと考えてよいだろう。天明以降、さらにこの形状は強化されていったと推測される。一方、天保13（1842）年の合の川締切以降はある程度、谷田川筋の洪水量は減ったと推定される。

さて板倉沼の周辺に堤防がないのも一見、妙である。谷田川からの逆流のみを考えれば当然、堤防があってしかるべきである。しかし堤防はない。それは、特に北方そして東方から襲ってくる渡良瀬川氾濫に備えたためだろう。渡良瀬川の右岸堤の決壊は頻繁で、宝永元（1704）年から明治43（1910）年までの207年間に49回にわたったという。およそ4年に1回である。その



図1-2-13 近世後期の渡良瀬川下流図
(「鷹見泉石関係資料」古河歴史博物館所蔵)

際、板倉沼沿いに堤防があると、湖沼・湿地に流入せず耕地に湛水してしまう。堤防がないのが有利であったのである。

なお、板倉の開発を目的として、中田と古河間に水路を掘削し渡良瀬川の洪水を排出させる構想が立てられていた。元文2（1737）年、江戸大伝馬塩町の紙屋・前田善冬から奉行書へ提出された「乍恐書付を以奉八御内見候」¹³⁾に述べられているが、これにより「凡長拾町全幅三町余」新田開発が進められると主張している。

また、天明の浅間山大噴火後の寛政8（1796）年、上野国邑楽郡42ヶ村が奉行所に提出した「乍恐以書付御伺奉間上候」の中で次のように述べられている¹⁴⁾。

「上日光道中古河町中田宿之間 下利根川江新堀之御積リニ御座由及承候ニ付領中小前之者共水難相 連候事与自取致し領中右村々一同御伺奉申上候何卒右新堀川相立候ハ、渡良瀬川思ヒ川宇津間川悪水之儀者鷺之宮江落合不申関宿下利根川江落候ハ、水難歴然相 レ永久右村々相助候」

このように水害対策として、古河と中田との間に新たな堀を開削して渡良瀬川・思川・巴波川の洪水を流下させることを願い出ているのである。

渡良瀬川の洪水を早く流下させること、それは板倉にとって長い間の悲願であったといつてよいだろう。

（松浦茂樹）

【参考文献】

- 1) 1917『群馬縣邑樂郡誌』群馬縣邑樂郡教育会 pp. 17～18
- 2) 澤口宏 1984「渡良瀬川下流沖積低地における地形と水害」『群馬大学地理学論文集 第12巻』
- 3) 国土交通省利根川河川事務所 2006『渡良瀬遊水地成立史』
- 4) 佐野市史編さん委員会 1976『佐野市史 資料編3』pp. 773～774
- 5) 栃木県史編さん委員会 1980『栃木県史 資料編近現代九』pp. 635～817
- 6) 1902「明治三十五年 機密記録（内閣へ報告ニ關スルモノ）」『足尾銅山ニ關スル調査報告書』
- 7) 内務大臣 内海忠勝 1903「鉱毒調査会ニ對スル意見書」
- 8) 前掲書1)
- 9) 藤岡町史編さん委員会 2001「明治十年十二月 下野南部治水会日誌」『藤岡町史 資料編 谷中村』pp. 199～209
- 10) 小室家文書「古河川辺村絵図」には「天保十二年〆切り」と表示されている。
- 11) 前掲書1)
- 12) 板倉町教育委員会 2004『波動 Vol. 8』pp. 11～19
- 13) 板倉町史編さん委員会 1981『板倉町史 近世史料集別巻六』pp. 189～191
- 14) 板倉町史編さん委員会 1981『板倉町史 近世史料集別巻六』pp. 193～196

(3) 板倉町における治水事業

1) 中世末期から近世における治水事業

板倉町における低地の開発が本格的に始動するのは中世末から近世初期であり、大規模な土木的治水事業により、低地における洪水の軽減が図られ、集落形成や開墾を可能としてきた。

最も古い記録は、文禄 4 (1595) 年の築堤である。館林藩主となった榎原康政は、新田開発に着手し、利根川(太田市古戸より下五箇まで 33.0km、高さ 4.5~7.2m)および渡良瀬川(足利市田中町より海老瀬まで 21.8km、高さ 3.6~5.4m)に館林藩全体を囲う連続堤(文禄堤)を築堤した。また、谷田川下流部の両岸の堤についても、ほぼ同じ年代に築堤されたものと推定される。

これら中世末から近世初期の堤は、その後の集落形成の基幹となり、現在も比較的良くその地形が残存する。また低地の利用が進む中で、洪水とそれに伴う湛水被害から集落や農地を守るために小規模な堤が堤外地や集落周辺等に築堤され、さらに谷田川の堤も徐々に上流側に整備が進んでいった。これらの堤の状況は、近代初期に測図された明治 17 (1884) 年 2 万分の 1 迅速測図において分布を確認することが出来る(図 1-2-15)。

また、近世に行われた大規模な土木事業として、築堤のほかに河川の瀬替えが挙げられる。渡良瀬川水系では、寛文元 (1661) 年に、館林藩主の徳川綱吉によって矢場川の廃川化が行われた。この廃川化は自然堤防集落の開発すなわち治水・排水が目的であったと考えられる。

利根川では、近世以降、流路の東遷と直線化が盛んに行われた。事業は、天正 4 (1576) 年に権現堂堤築造にはじまる。文禄 3 (1594) 年会の川を締め切り、加須市大利根町との境を流れる浅間川へ流下させる。そして元和 7 (1621) 年赤堀川の開削、寛永 12 (1635) 年から承応 3 (1654) 年にかけて、江戸川の開削、鬼怒川と小貝川の分離、赤堀川の拡幅等によって完成するが、この間 120 年余の年月を費やした大事業であった。

この事業の中、寛永 19 (1642) 年、羽生市佐波地先から北川辺町本郷地先までの約 2km を開削したのが新川通りであり、この開削によって、利根川はより東へ流下することとなった。

そして上野国(板倉町)と武藏国(埼玉県北川辺町)を画する合の川は、本町の対岸である浅間川へ流路をとった際、あるいは新川通り開削時に、もうすでに水を有する川ではなくなっていた可能性が高い。荻野家文書によると、「古利根川」という名称は、明和 8 (1771) 年の文書に認める。さらにそれ以前の『上野國絵図』(元禄 15 年)では、すでに利根川と繋がっている形跡はなく、「此所田畠國境」と、耕作地であることがわかる。その北側の「あいの川」部分については、「此所より田畠境追川中央國境」と記している。そしてそれを裏付けるように、島悪途遺跡発掘調査(利根川と合の川が合流する堤外地)では、洪水層と畠の畝を 3~5 面検出し、現耕作面とほとんど変わらぬ区画であった。このようにすでに河川ではなくなっていたと考える。『小室家文書』(埼玉県北川辺町)によると、「天保十二年 間ノ川〆切」と明記されていることや『小林家文書』(板倉町)から、呑口の締め切りはおそらく天保 12 年頃に行われたものと推察する。大箇野地区東側の旧合の川は、利根川流域の旧河道のうち、堤帶が両岸ともに現存する数少ない事例であり、同じく現存する締め切り跡の堤もあわせて、貴重なものとなっている。

治水のための土木事業により低地の開発は着実に前進したが、近世には洪水は依然として頻繁に発生した。堤は河川の氾濫を軽減する一方で、自然排水を抑制し内水の滞留を助長した。板倉低地は堤に取り囲まれることで、洪水時には利根川流域の遊水地としての機能を有した。

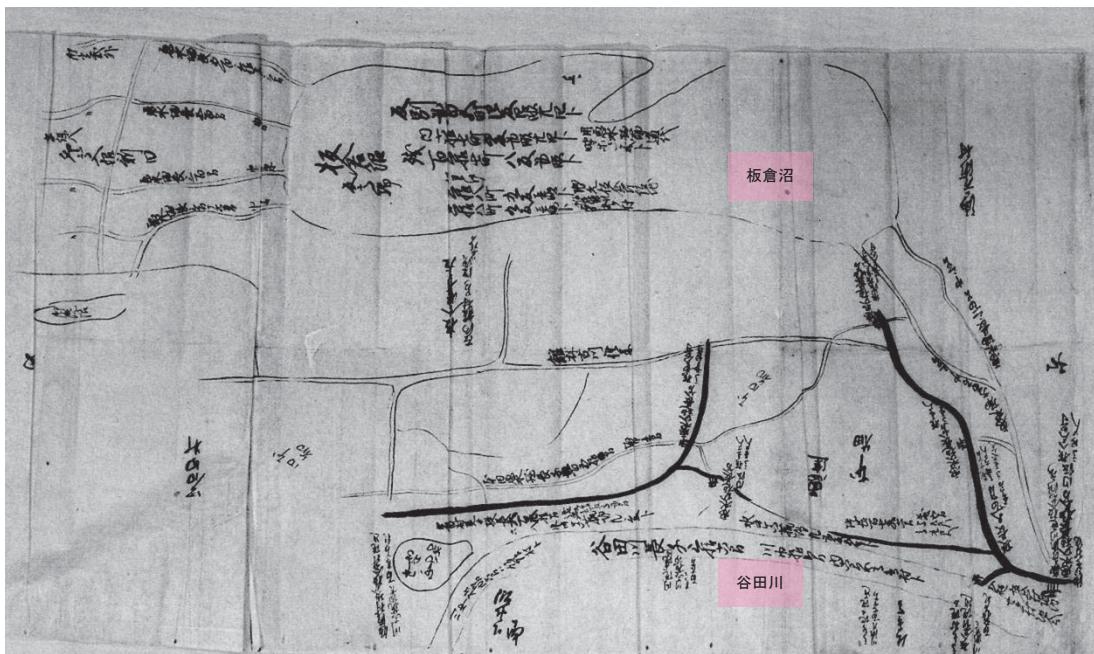


図 1-2-14 「用悪水堀并堀樋絵図」 寛政 2 (1790) 年 (荻野家文書 荻野貞雄氏蔵)

用悪水堀や堀樋に関して幕府の御普請役へ提出した絵図の下書きで、飯野村・高鳥村・岩田村と申し合せた絵図である。屋敷地や寺社は描かれていらないが、用悪水堀や堀樋とともに堤の位置、寸法が明確に示されている。太線で示されている谷田川の堤が小保呂において開いた状態になっており、洪水時に谷田川の越流水を板倉沼へ排出する治水システムが採られていたものと推察される。

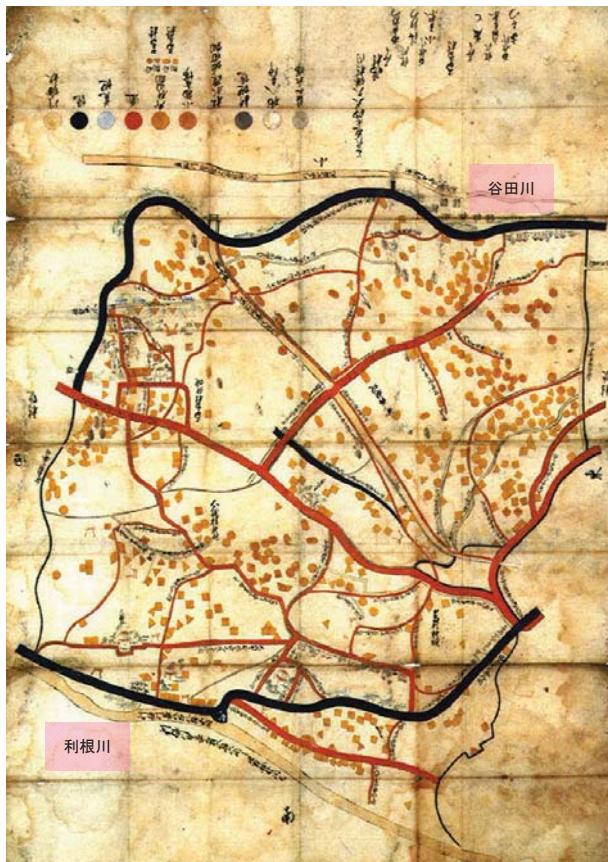


図 1-2-15 「三ヶ村 (大久保・嶋・高鳥村) 絵図」
天明年間 (1781~1789 年)
(川嶋知司氏蔵)

描かれた目的は明らかではないが、土地利用、屋敷や寺社の位置、道路・水路網を詳細に把握できる。南側の利根川から合の川と、北側の谷田川に沿って黒い太線で堤が描かれる。なお、水路、道、社寺などに関しては、現状と大きな変化は認められない。

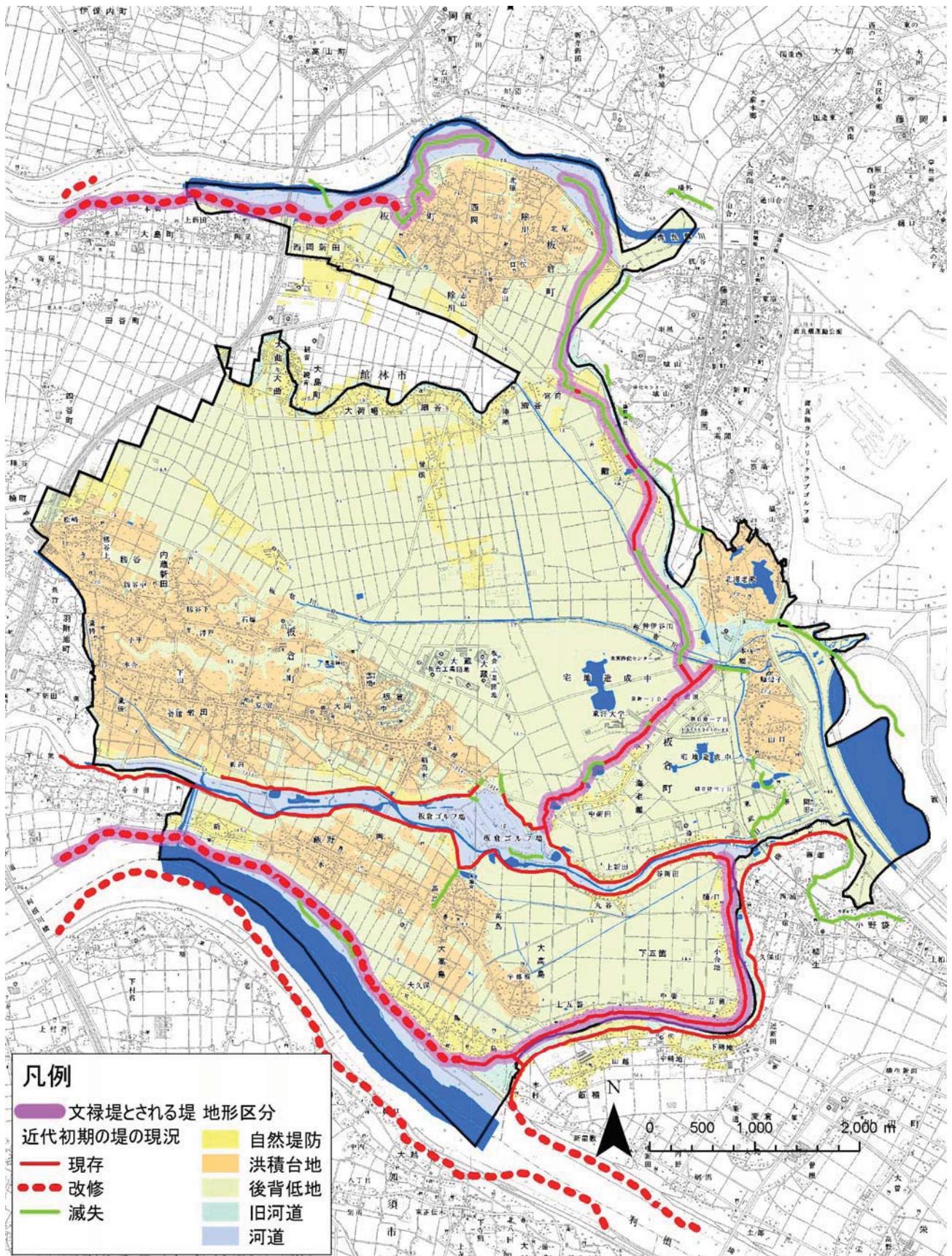


図 1-2-16 近代初期に確認できる堤の現況

明治 17 (1884) 年 2 万分の 1 迅速測図において確認可能な堤を抽出。

大部分の堤は江戸時代の絵図において確認できるが、その築造年代は明らかになっていない。そのなかで、図中に示した文禄堤は、文禄 4 (1595) 年に榎原康政の命を受け、荒瀬彦兵衛および石川佐次右衛門らによって築造されたと伝えられている。



写真 1-2-2 近世期の堤・旧河道の状況
 (上段は文禄堤。左：大字離、中右：大字海老瀬下新田
 下段左：渡良瀬川旧河道、中：合の川旧河道、右：合の川締め切り跡)

2) 近代以降の治水事業

近代以降には、近世にも増してさらに大規模かつ高度な治水事業が施された。事業としては河川の付け替え、堤防の築堤が主である。

河川の付け替え事業としては、大正 7 (1918) 年の渡良瀬川における事業が挙げられる。渡良瀬川の除川付近を締め切り、藤岡台地に放水路が開削された。これにより除川以南の流路は廃川化した。渡良瀬川の東流に次いで、大正 11 (1922) 年には、渡良瀬遊水池の建設事業が竣工し、これら一連の事業により、板倉低地の遊水地としての機能は、渡良瀬遊水地に移行したと言える。

利根川では、明治 43 (1910) 年の大洪水の被害を受けたことを契機とし、大規模連続堤が築造され、その後も堤防の増強や川幅の拡張などの河川改修事業は継続的に幾度も行われている。

これら治水のための事業に次いで、内水排除のためのシステムを確立するべく、大正 15 (1926) 年を皮切りに、昭和 20 (1945) 年に至り、排水事業が実施された。さらに昭和 12 (1937) 年以降、板倉沼の開墾事業や農地の土地改良事業が概ね昭和 40 年代まで行われた。



写真 1-2-3 土端打ち作業風景
 (西岡地先、大正～昭和初期)

3) 水制

大河川に接して生きる地域にとって、河川に対する人々の技術の挑戦は古代より続けられてきている。そのような中で、様々な「水制」について山本晃一(1996『日本の水制』)は「各種水制は、それが実施された河川の河道の特性、その時代の河川に対する認識水準・技術水準を暗黙のうちに色濃く反映しており、地域性と歴史性を示している。」と述べている。そこで本地域の水制を迅速図と航空写真を使って追ってみることとする。

確認できたもっとも古い史料は、明治 17 (1884) 年の陸軍迅速測図である。

縦工(頭部)の付いた T 字形の水制を町内において 2 箇所確認する。飯野村(現大字飯野字川岸)と大高嶋村(現大字大高嶋字本郷(通称大久保))にそれぞれ 1 箇所あり、その間約 2.8km を測る。ちょうど、飯野河岸や大久保河岸があったと伝えられている付近よりやや上流に位置する。なお飯野村の水制より上流 500m 部分、斗合田村(現明和町大字斗合田)に 1 箇所、そして大高嶋村の水制より下流 1.8km 部分、飯積村(現北川辺町大字飯積)に 1 箇所を認める。山本によると、迅速測図において、利根川流域で確認できるのは、左岸側のこの 4 箇所のみであるという。

川幅を狭くし、川の深さを深くする舟運路整備のための水制であると言われるが、この附近のみに造られたのか疑問である。また鷲神社(北川辺町本郷)に奉納されている「利根川三拾号丁場ケレップ工事之図」絵馬によって、利根川の水制工事の状況を捉えることができる。規模等は表 1-2-4 に示したとおり、大高嶋村の水制が最も大きい。

続いて昭和 23 (1948) 年の航空写真を見てみる。川が増水しているため、明確には捉えられないが、左岸側の本町附近のみで 22~26 箇所を数える。大きさや方向はまちまちだが、ほぼ直角か上流方向を向いているものが多く、横工(I 字形)に見える。右岸側では、羽生市付近で水制らしきものを 4 箇所認めるが、明確ではない。このころになると、舟運整備が目的ではなく、流水を制御して、河岸または堤防を保護する護岸水制となっている。

昭和 38 (1963) 年の航空写真において、極めて鮮明に水制を把握できる。左岸側は本町から北川辺町にかけ、右岸側は羽生市・加須市・大利根町にかけて認める。その上流・下流部においての確認は行っていない。

昭和 48(1973) 年作成の地図でみると、左岸側では T 字形 2 箇所、I 字形 58 本である(表 1-2-6)。

昭和 60 (1985) 年作成の地図には、水制が砂で埋まってしまったようで全く認めることはできない。

表 1-2-4 明治 17 年水制一覧表(迅速測図より測定 図 1-2-19 参照)

	村名	縦工(m)		備考
		頭部幅	幹部長	
1	斗合田村	1.2	1.3	川幅中央部まで達しない。川岸に対しほぼ直角。
2	飯野村	1.2	1.2	川幅中央部まで達しない。川岸に対し約 10° 上流方向を向く。
3	大高嶋村	2.0	2.3	川幅中央部まで達する。川岸に対しほぼ直角。
4	飯積村	2.0	2.0	川幅中央部以上まで達する。川岸に対し約 20° 下流方向を向く。

表 1-2-5 水制一覧表（昭和 48（1973）年作成地図（縮尺 1/2500）より測定 図 1-2-19 参照）

No.	幹部長(m)	幹部幅(m)	角度	間隔(m)	備考
1	12.4	1.2	上流～20°	—	
2	5.2	1.4	上流～10°	27.6	
3	8	0.8	90°	8	縦工(頭部幅 3.6m)
4	9.2	1.2	90°	10	縦工(頭部幅 4.8m)
5	9.2	0.8	上流～20°	11	
6	7.2	1.4	上流～10°	11.6	
7	8	0.8	90°	11.6	
8	8	1.4	90°	11	
9	7.2	1.4	下流～5°	10.8	
10	7.8	1.2	90°	11	
11	8	1.2	90°	12	
12	8.6	1.8	90°	23.2	
13	10.4	1.6	90°	27.2	
14	11.8	1.4	90°	27.6	
15	13.2	1.4	90°	29	
16	13.2	1.4	90°	27	
17	11.6	1.4	90°	27	
18	13.2	1.4	上流～5°	41.2	
19	1.3	1.8	上流～5°	21	
20	13.8	1.4	90°	22	
21	13	1.4	90°	26	
22	11.8	1.4	90°	25.2	
23	10.6	1.8	90°	24	
24	9.2	1.8	90°	21.2	
25	7	1.4	90°	18	
26	5.2	1.4	下流～5°	16.4	
27	4	1.4	上流～5°	11.2	
28	3.4	1.4	90°	11.2	
29	3.6	1.4	90°	11.2	
30	4.8	1.6	90°	11.2	
31	6	1.2	90°	13	
32	6.8	1.4	90°	12	
33	6.4	1.4	90°	14.8	
34	6.4	1.4	90°	14	
35	6.8	1.4	90°	13.2	
36	6.8	1.4	90°	13	
37	6.8	1.4	90°	13.6	
38	7.6	1.4	90°	14.4	
39	9.6	1.4	90°	16	
40	9.2	1.4	90°	18	
41	12.4	1.4	上流～5°	24	
42	11.6	0.8	下流～5°	27	
43	4.8	1	90°	22.4	
44	3.2	0.4	上流～25°	9	
45	3	0.8	90°	7.2	
46	2.8	1	90°	8	
47	3.2	0.8	90°	8.8	
48	4	1	90°	9	
49	4	0.8	90°	9.2	
50	4.4	0.8	90°	11.2	
51	4.6	0.8	90°	11.6	
52	4	1	90°	12	
53	4	1	90°	11.8	
54	4.2	0.6	90°	11.8	
55	4.8	0.6	90°	10.6	
56	4.4	0.8	90°	14.6	
57	4.2	0.8	90°	14	
58	6.4	0.8	90°	15	
59	6.8	0.6	90°	16	
60	5.6	0.8	90°	17	

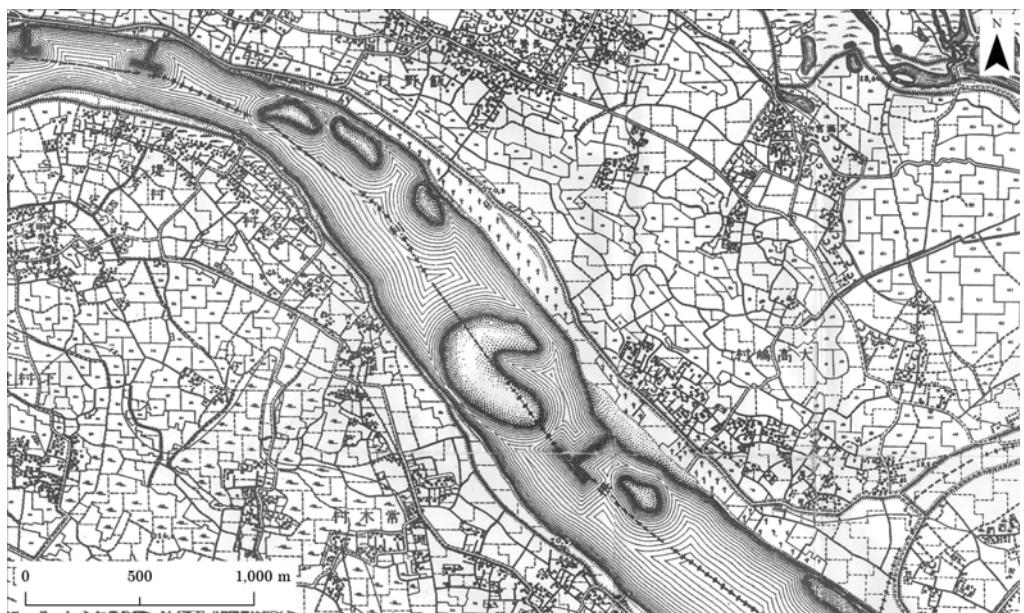


図 1-2-17
第一管区地方迅速測図
明治 17 (1884) 年
(国土地理院)



写真 1-2-4
昭和 23 (1948) 年
空中写真 (板倉町蔵)
※黒破線は町域を示す



写真 1-2-5
昭和 38 (1963) 年
空中写真 (板倉町蔵)
※黒破線は町域を示す

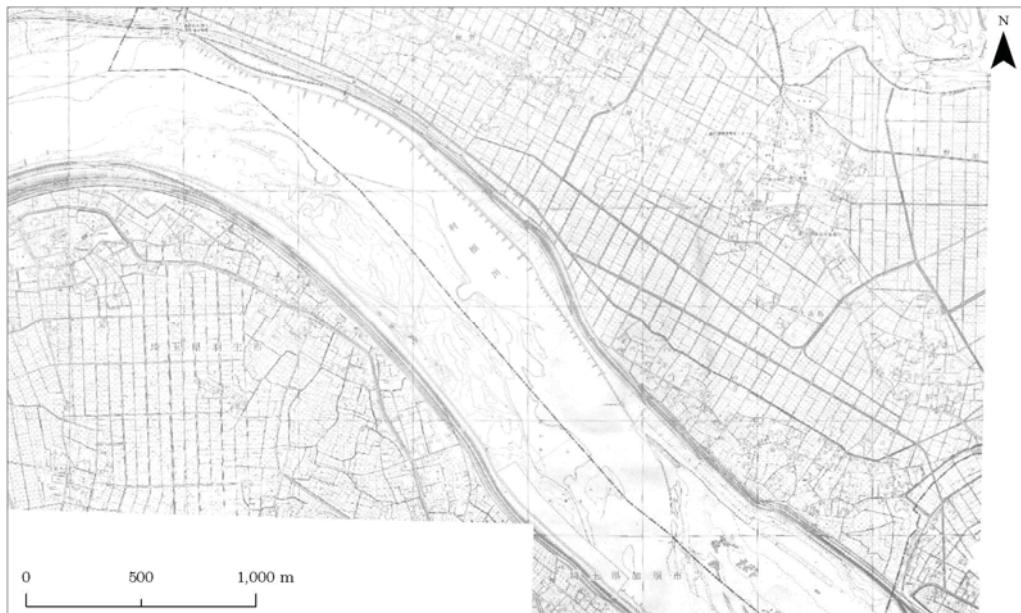


図 1-2-18
昭和 48 (1973) 年
板倉町測量図 (板倉町蔵)



写真 1-2-6
平成 20 (2008) 年
空中写真 (板倉町蔵)
※黒破線は町域を示す

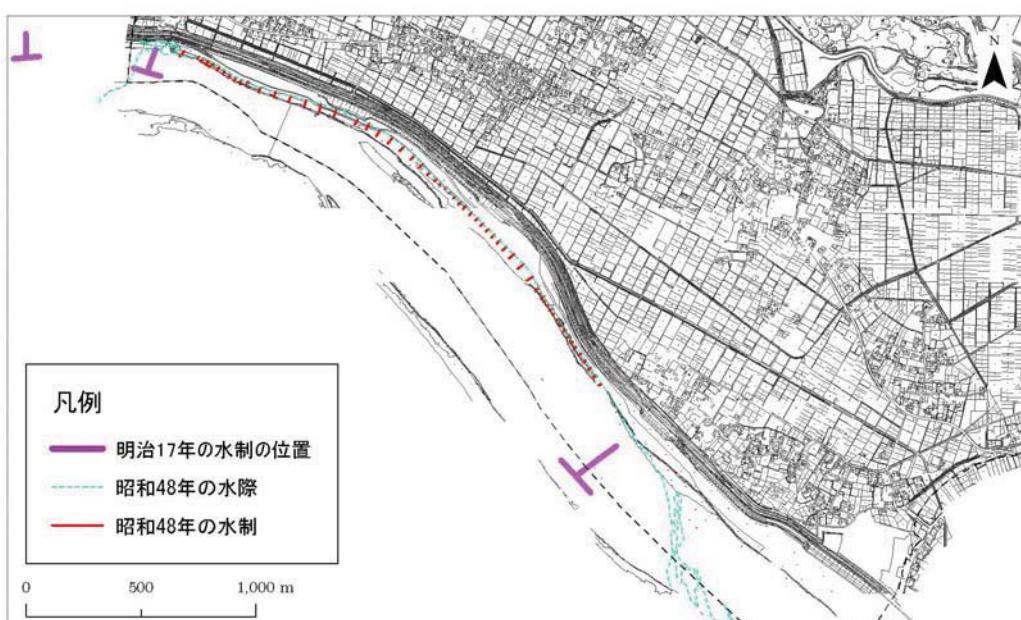


図 1-2-19
明治から昭和にかけて
確認される水制の位置



写真 1-2-7 水制のための牛だし



写真 1-2-8 水制のための棒と石だし



写真 1-2-9 飯野水制 杭打上置
大箇野村飯野地点 大正 12 (1923) 年 11 月 15 日
(利根川上流河川事務所蔵)



写真 1-2-10 飯野床固水制震災図 合掌桿
破損した水制、流出物が引っかかっている。
(利根川上流河川事務所蔵)



写真 1-2-11 飯野地先杭出 震災図
(利根川上流河川事務所蔵)



写真 1-2-12 飯野護岸 震災図 (関東大震災時)
(利根川上流河川事務所蔵)